

小原 仁興 議員

町民の合意を得るとは何を持って合意か

町長 町民の合意形成のあり方は再度検証していく

町民への情報の取り扱
いについて

質問 通告は4点①町民の合意とは何をもって町民の合意とするのか②各種広報媒体の使用基準やルールはあるのか③説明会や懇談会の参加者から質問・意見が少ないが町民の意見の収集は適正であるか④下川町自治基本条例の位置づけは。

町長 ①町民との合意形成のあり方は再度検証してまいりたい。②さらなるルール作りの検討を進めているところである。③説明会の方法・時期・場所等について十分検証していきたい。④自治基本条例は街づくりの憲法であり町政運営の最高規範と位置付けている。

再質問 非常に踏み込んだ発言があり、そこは評価したい。町民との合意を得るとは、文字通り町民の納得

を得る、その部分は共有されているものと理解してよろしいか。

町長 3,300人の人口の中でどの程度の理解が町民合意とするのか、そのような意味では議員が付託を受けて最終的な意思決定をすることが町民合意の最終点だと考えている。一方で町民の理解を得られることも町民合意の一つだと考える。

再質問 町民の合意を得る理念は下川町基本条例に含まれており、「平成の大合併」がその起点である。当時、町長もその当事者であり、町民の要望や意見に耳を傾けることが重要であることは条文からも読み取れる。今までの町民説明会や町民懇談会の町民の声の収集に問題は無かったか。

町長 適切な開催であった。

再質問 説明会を傍聴したが、正直、賛成の声も反対の声も総括できないまま会場を後にした。行政として特に意見の拾い上げに問題はあったのか、それともなかったのか、回答を求めらる。

町長 開催方法に問題は無かったと思う。町民の皆さんの意見を遮ることは一つもなかった。何度も皆様にリクエストして、最終的に時間をもって終了した。

再質問 一の橋は町民説明会に比べはるかに多い人が町民懇談会に来たが、菓子製造の経過説明をしないまま散会。説明責任を果たされたと理解しているのか。

町長 もう既に町民説明会を菓子製造に特化して説明してきたので町民懇談会の説明議案としては入っていない。そういう背景がある。

再質問 町民懇談会の日程の途中から政策推進課長が説明員として帯同した事実から見ても、一定の想定はあったのではなかったか。

町長 一の橋地域は町民懇談会の人数は多かったが質問があれば回答することによって理解いただきたい。

再質問 町民への説明が、先の町民説明会で機能を十分に果たしたという認識ならば町民の関心の評価を町長はその程度の説明で済むものと評価したということである。そうであっても説明が足りなかったと思うが、**町長** 何度も申しあげますが、広い施策について説明したところである。